

私は、大きく4点にわたり花川区長、並びに、内田教育長に質問いたします。

始めに、区内空き家の適正管理と有効活用について伺います。

現在、日本は少子高齢化や核家族化に伴い、所有者がはっきりしない空き家が増え続け、倒壊の恐れや衛生上、防災上、社会問題化してきております。総務省によると、2013年の空き家は820万戸で、総住宅数に占める空き家率は13.5%になり、1973年の空き家に比べ5倍近くに増え、総住宅数の増加率を上回り、空き家率は年々高くなっております。先月、5月26日には市区町村が所有者に撤去を命令できる「空き家対策特別措置法」が全面施行され、市区町村が①倒壊の恐れが高い②ネズミの大量発生など衛生上著しく有害③景観を損ねる④生活環境が守れない、のどれかに該当する空き家を「特定空き家」と認定すれば立ち入り調査し、所有者が拒むと最大20万円の過料を科すことができることとなりました。また、撤去や修繕の指導、勧告、命令ができ、勧告に従わないと、固定資産税の優遇措置を解除でき、命令に従わなければ、市区町村が強制的に解体できることとなっております。私は、平成26年第一回定例会でも空き家対策の更なる推進を求め質問し、区からは、北区が現在行っている老

朽家屋除却支援事業では「所有者の特定に時間を要する物件、権利関係が複雑な物件等があり、なかなか除却に至らないケースもある」との答弁を頂きました。

そこで伺います。今回の特措法が施行されたことにより、区として、具体的にどのような取組みを行い「特定空き家」を適正に管理しようとしているかをお答えください。また、国土交通省の調べでは昨年10月現在、401自治体で関連する条例を先行して制定しております。先行自治体では代執行による家屋の解体を行い、その費用を回収できないケースも珍しくないとのことですが、危険が迫る場合には代執行せざるを得ない場合もあると思いますが、個人資産である空き家は自主撤去が基本です。代執行前に所有者に対応を促す工夫が求められると思いますが、代執行までの一連の流れの中で、どのような工夫をされようとしているのかお答えください。国土交通省は、空き家の増加を抑えるためには、空き家の活用を進めていく必要があると指摘しています。そのうえで、中古住宅市場やリフォーム市場を活性化させて、長く住むことができる住宅を増やすなど中長期的な取組みも必要になるとしています。今後、空き家を撤去するだけでなく、どう空き家を活用し、減らしていくのか、国、地域全体で考えていくことが求められていると言えます。花川区長は平成二十七年第一回区

議会定例会の開会にあたり、区政執行の基本方針についての所信では、「住宅対策について、親元近居助成の要件を緩和して、子育てファミリー層の誘致を積極的に進めるとともに、居住可能な空き家について、北区の実情を踏まえた有効な利活用の方策を検討します。」と述べられています。居住可能な空き家の活用策としては、そのまま住まいとして活用する方策もあるが、地域の様々な活動の場所として活用する方策などもあると考えます。そこで、現在、北区において、どのような検討が行われているのかを伺います。お答え下さい。

次に木造密集地域の防災減災対策の更なる推進を求め質問いたします。

昨年の御嶽山の噴火、今年600回近く爆発的な噴火が起き活発な活動が続く桜島、噴火警戒レベル2が出された蔵王山、箱根山、そして、口永良部島。現在、日本全体で火山活動が急に高まったように感じられますが、火山噴火予知連絡会会長によると

「20世紀は火山噴火が少なかったが、今の状況が普通の状態なのかも知れない」とのことです。地震に関しても同様に、一定の周期で発生することが言われております。政府の地震研究本部によれば、マグニチュード7クラスの首都直下地震の発生は、今後

30年以内に70%の確率で発生するとされております。北区は東日本大震災以降、区民の生命と財産を守るため、様々な防災・減災対策に積極的に取り組んでおり、特に東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトを活用して、市街地の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間ともなる、防災上、効果の高い主要な都市計画道路の整備を推進、耐火建築物又は準耐火建築物への建替えを促進、また、私が議会質問で提案した、自主防災組織へのスタンドパイプの配備、臨時災害FM放送局の導入による情報伝達システムの拡充等、大いに評価できるものです。

然しながら、防災・減災対策は「これでよし」というものではありません。政府は本年3月31日、首都直下地震緊急対策推進基本計画に、減災の数値目標を導入した計画の改訂を閣議決定いたしました。この基本計画は、首都直下地震で大きな被害が想定される1都9県309市区町村の「緊急対策区域」の具体的な防災対策を示したものでしたが、昨年3月の計画決定では数値目標は設定されていませんでした。今回の数値目標は平成25年12月に公表された被害想定に基づき設定され、防災対策に取り組む関係機関の具体的な減災目標になり、対策の達成度合いを測る指標にもなるものです。

数値目標達成のため、（1）耐震化の推進（2）火災発生の抑

制に重点を置いた住宅の耐震化は南海トラフ地震の数値目標と同様、79%の耐震化率を2020年までに95%にすること。そして、揺れに反応して電気を遮断する感震ブレーカーの設置を地震火災で延焼の恐れのある木造住宅密集地域で2024年までに設置率25%との目標を初めて設けております。政府は、耐震化率などを目標まで上げると、建物倒壊による死者が約6400人から約2400人に、全壊棟数約17万5千棟が約6万1千棟に減ると試算する。火災による死者も感震ブレーカーの設置などで最大約1万6千人から約7400人に減ると想定しております。内閣府は平成26年9月から「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」を6回にわたり開催し、その中では「感震ブレーカー等が面的に普及しないと意味がないということではなく普及した分、出火確率、リスクが減ると考えられる。木造住宅密集市街地は延焼の危険性が高いことは指摘の通りであり、初期消火対策や延焼防止、不燃化の促進もあるが、その中の1つとして出火防止対策がある。電気火災が多いので、電気火災の防止、更には延焼リスクを減らすための手段の1つとして、1件でも多く感震ブレーカー等を設置してもらおうことでよいのではないか」とあります。私は、平成24年の第二回定例会で、電気火災防止策として「感震ブレーカー」の有効性を訴え導入を

提案しましたが、改めて、感震ブレーカーの性能評価を踏まえたうえで、木造密集地域への導入を積極的に進めるべきだと考えますが、区の見解を伺います。

三番目の質問として、自転車走行の安全対策推進について伺います。

平成26年中、全国では自転車対歩行者の交通事故が2,551件発生しており、そのうち794件、31.1%が都内で発生しています。平成25年には小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突し、女性は寝たきりの状態となり、神戸地裁で約9,500万円の賠償を命じる判決が下されました。自転車乗用中に事故にあって負傷した人の数をみると、小学生～高校生の若年層がもっとも多いことがわかります。一方、死者数は70歳以上の高齢者が圧倒的に多くなっています。高齢者の場合、事故にあった際に重症化するケースが多いことに起因していると考えられます。こういった自転車乗用中の事故では、警察庁によると約3分の2が自転車利用者側の何らかの交通違反が原因となっています。自転車は子どもから高齢者まで、免許がなくても誰でも乗れる乗り物ですが、れっきとした車両です。交通ルールの遵守が求められますが、ルールの理解不足、あるいはル

ールを軽視する割合が高いことが問題となっています。国や警察では、自転車利用のルール徹底を根気強く広報していますが、更なる周知徹底が必要と考えます。平成25年6月に公布された改正道路交通法では、自転車で路側帯を走行する際に進行方向左側の通行を義務づけています。もし右側を通行した場合には、「3月以下の懲役または5万円以下の罰金」の懲罰を受ける可能性も出てきました。ルール遵守の意識が高まることが期待される中、本年6月1日より改正道路交通法が改正施行され、14項目の「悪質運転危険行為」を3年以内2回以上摘発された違反者は自転車の安全講習を受けなければならなくなりました。予てより、私ども公明党議員団は自転車の安全運転教室や自転車安全運転免許証の導入を求めて参りましたところ、北区では、平成17年度より「自転車安全日」事業を実施し、平成19年度からは小学生に対して「自転車安全運転免許証」の事業を、さらに平成21年度からは中学生に対して「スケアード・ストレイト方式による安全運転教室」の事業を開始し、小・中学生の交通安全意識の向上を図っております。そこで伺います。平成19年度から小学生に対して行っている「自転車安全運転免許証」の事業の評価と課題、そして今後の取組みをお答えください。同時に、安全運転教室等の取組みについて、教育委員会のご見解を伺います。また、東京都では、

交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき責務を明らかにするとともに、行政、事業者、家庭といった関係者の役割を明らかにして、自転車の安全で適正な利用と自転車の損害賠償責任保険への加入等を促進することを目的として「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されていますが、基礎自治体として区では、この条例に対しどのように区民へ周知しているかお答えください。また、私は平成23年第4回定例会で、自転車事故を防止する施策を求め質問を行い、区からは「通行ルールについて、今後とも北区ニュースや交通安全教室等を活用し、区民の皆様に自転車安全利用五則の周知を図り、自転車の安全利用の推進と事故防止に努めてまいります」との答弁を頂きました。そこで伺います。交通安全教室に参加しない方や北区ニュースを読まない自転車利用者、どのように自転車の安全利用を推進していくのか、お答えください。

そのような方には、自転車を利用しているときに視覚に訴えられる表記、例えば板橋区等で行っている道路に自転車が走るべき方向が分かるペイントをすべきと考えますが、区のお取り組みをお聞かせ下さい。



四番目の質問として、子どもたちを犯罪から守る対策の推進を求め質問いたします。

昨年1年間、出会い系以外の交流サイトを使って性犯罪などの被害に遭った18歳未満の子供は1421人（前年比128人増）で、統計を取り始めた平成20年以降、最多だったことが警察庁のまとめで分かりました。当該サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用したのは1276人で、そのうちスマートフォンは全体の78.7%となる1118人でした。罪種別では、青少年保護育成条例違反が711人、児童買春・ポルノ禁止法違反が618人で、合わせると93.5%を占めており、重要犯罪は34人に上っております。警視庁の調べによると、被害者の子どもたちが当該サイトを利用した理由は「無料だから（52.8%）」、「友達のすすめ（23.2%）」が大半を占めています。サイトに対するイメージも、「友達・メル友を探すサイト」38.7%、「コミュニティサイト」29.6%など、気軽に参加していることがうかがえます。被疑者と直接会った理由は、「遊ぶため」20.0%、「相談に応じてくれる人、優しい人だから」17.7%、「お金・品物を得るため」17.1%などで、初対面の人間に会う警戒心が薄いのが

特徴です。一方、検挙された被疑者 664 人に接触する目的を聞いたところ、ほとんどの被疑者は、最初から子どもたちを狙うつもりでいるというのが現実です。18 歳未満が利用する携帯電話やスマホには、フィルタリングを提供することが販売業者に義務付けられています。しかし、子どもたちの 84.6%が保護者と一緒にスマホなどを買っているにもかかわらず、95.0%がフィルタリングサービスに加入していませんでした。最近では LINE（無料通話アプリ）に防犯機能を備えた機種も出ていますが、せっかくの機能も仕組みを十分に知らず、役に立たないケースもあります。

台東区教育委員会では児童・生徒を取り巻く環境の状況を踏まえ、PTA 連合会と小・中学校長会と協議を重ね、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的とする使い方のルールを作成し、ルール及び保護者向けリーフレットを本年 4 月 22 日に全区立学校に送付しました。また、小学校 5 年生から中学校 3 年生の約 4 4 0 0 人にリーフレットを配り、周知を徹底し、トラブルを未然に防ぐ取組みを行っております。ルールはスマートフォン等を①小学生は午後 8 時、中学生は午後 1 0 時に保護者に預ける②個人の特定につながる情報や写真は公開しない③自分が言われて嫌なことは書き込まない④困ったら保護者や先生に相談する、というものです。台東区教育委員会では、区側によるルール作りには

抵抗があるのではと予想していたが、保護者からも望む声が強かった。また、このルールを土台として家庭で話し合ってもらいたいと述べております。そこで伺います。北区でも児童・生徒達のスマートフォン等のトラブル防止策を前向きにご検討されておりますが、教育委員会としてルール作りを行い、児童・生徒・保護者に周知徹底すべきと考えますが見解をお答えください。

また、警察庁によると、1年間に13歳未満の児童が連れ去られたり、誘拐されたりした事件は94件あり、成人を含めた被害全体の51.1%を占めた。この10年間では平成16年の141件以降減少し、平成20年に63件まで減りましたが、ここ数年は90件前後で推移しているとのこと。品川区では、子どもたちが犯罪被害を受けないようにするため、「地域の安全は地域で作り上げる」をモットーに、区内小学生を対象にGPS機能付緊急通報装置、通称「まもるっち」を配布し、緊急通報時には生活安全サポート隊や近くの協力者が子どもの安全を見守る「近隣セキュリティシステム」を導入しております。そこで伺います。北区もこのセキュリティシステムを取り入れ、児童にGPS機能付緊急通報装置を配布すべきと考えますが区の考えをお答えください。

最後に地域の諸課題について伺います。

花川区長は4期目就任に当たっての施政方針及び所信表明の中の「長生きするなら北区が一番」では、日本全体が本格的な超高齢化社会を迎える中で、新しい高齢者像を確立するため、元気な高齢者がいきいきと活躍できる環境を整備し、高齢者自ら輝くことのできる社会を目指した研究に着手するとしています。また、「高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように」ともいわれております。地域の見守り・支えあい活動の推進、北区版地域包括ケアシステムの構築に取り組む姿勢は大いに評価いたします。しかし、23区で一番の高齢化率の北区では、地域的に高齢化率の格差があり、高齢者が日常生活を送る上で買物難民としてご苦労されていることも事実です。特に西が丘地域や赤羽西地域は公共交通機関の利用に困難があり、都営アパートに住む高齢者の地域住民だけでなく、デマンドバスやコミュニティバスの運用を望む声が多く上がっております。そこで伺います。今後、整備される「ROUTE2020 トレセン通り」と共に、住民と病院・商店街などをつなぐ地域の足としてのデマンド交通やコミュニティバス等の交通環境整備を行うべきと考えますが、区の見解を伺

います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。